

## 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援は、「少子化社会対策基本法」（平成 15 年）に基づき、総合的な施策が講じられてきた中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことにより、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務付けられ、次世代育成支援対策の推進が図られてきました。

八千代市においては、平成 17 年に「八千代市次世代育成支援行動計画」の前期計画、平成 22 年に同計画の後期計画を策定し、「子どもの元気がみえるまち」を基本理念として、子どもに関わる様々な分野の施策を総合的に推進してきました。

しかし、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働きの増加、待機児童の増加、児童虐待の深刻化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しており、子育ての負担感や不安、孤立感が高まっています。

こうした中、国は、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが重要であると捉えるとともに、質の高い教育・保育の安定的な提供や、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることによって、全ての子どもが健やかに成長することができる社会に寄与することを目的として、平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27 年 4 月から、「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなりました。

このような状況を踏まえ本市では、「八千代市次世代育成支援後期行動計画」の検証結果や子育て家庭へのアンケート調査結果等に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に整備することを目的として、本計画を策定します。

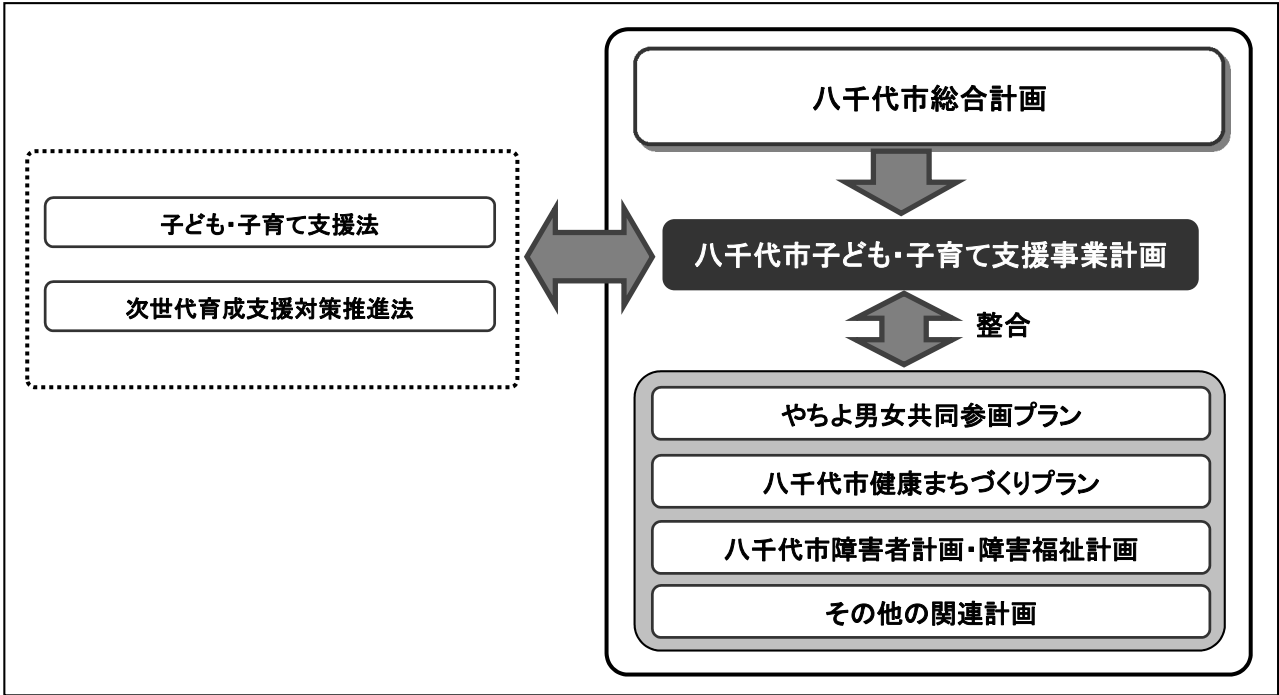
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に向けた事業計画を定めるものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が 10 年間延長されたこと（平成 37 年 3 月 31 日まで）から、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ一体的に策定します。

さらに、八千代市のまちづくりの方向性を示した「八千代市総合計画」を上位計画として、関連部署の諸計画、国や県の関連計画と整合を図り策定するものです。

●計画の位置づけ



### 3. 計画の期間

本計画は、5年を1期とした計画とし、計画期間は、平成27年度から平成31年度とします。  
 なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて、計画期間中に計画の見直しを検討します。

●計画の期間

